

平成27年度

都市計画局運営方針

京都市都市計画局

目 次

■ 都市計画局の役割・目標	1
■ 総括表	2
■ 平成27年度の重点施策・事業の概要	4
■ 持続可能な行財政の確立や一層信頼される 市役所づくりに向けた取組	11
■ 予算	13

都市計画局の役割・目標

本市では、市民の皆様をはじめ、さまざまな関係者の皆様と行政とが夢と希望、危機感と責任を共有し、役割を分担し協働する「共汗型計画」として、平成22年12月に、第2期目の京都市基本計画である「はばたけ未来へ！京プラン」（以下「京プラン」という。）を策定しました。さらに、平成23年度には、この「京プラン」に掲げる重点戦略と行政経営の大綱を推進するための「実施計画」を策定しました。

都市計画局は、京都の未来を創るまちづくりを担う局として、実施計画等に基づき、「歩くまち・京都」の実現を目指す交通政策をはじめ、市民の皆様のいのちとくらしを守る建築行政、京都のすまい・まちづくりを支える住宅政策、さらには、歴史都市・京都にふさわしい景観の保全と創造を目指す景観政策、既存の公共交通を生かすコンパクトで活力あふれる都市を目指す都市づくり、まち再生や地域活性化に資する空き家の活用など、多岐にわたる政策を推進しています。

平成27年度は、実施計画の最終年度でもあり、以下に掲げる施策・事業に全力で取り組むことによって、誰もが50年後、100年後も「日本に京都があって良かった」、「京都に住んでいて良かった」と実感していただける、魅力あふれる京都のまちづくりを推進してまいります。

～ 重点方針 ～

ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現

平成22年1月に策定した『「歩くまち・京都」総合交通戦略』に掲げる既存公共交通の再編強化、快適な歩行空間の確保や公共交通の優先化、ライフスタイルの転換の推進を図ることにより、過度なクルマ中心社会からの脱却を図り、低炭素社会にふさわしい、ひとと公共交通を優先する、「歩くまち・京都」の実現を目指します。

市民のいのちとくらしを守る 安心・安全のまちづくり

民間建築物の耐震化の促進に取り組めます。また、「空き家の発生」の予防、「活用・流通の促進」、「適正管理」などの空き家対策を総合的に進めるとともに、密集市街地・細街路対策を推進します。さらには、大岩街道周辺地域における違反建築物の適正化、住宅セーフティネットの機能充実、市営住宅・府営住宅の公募連携、災害時における京都駅周辺地域の帰宅困難者対策など、市民のいのちとくらしを守る、安心・安全のまちづくりを進めます。

個性と活力あふれるまちづくり

既存の公共交通を生かすコンパクトな活力あふれる都市づくりを進めます。また、らくなん進都や崇仁地域における取組、楽只・鷹峯市営住宅における公民協働の取組を一層推進するとともに、新たにニュータウンの活性化に向けた検討に着手するなど、個性と活力あふれるまちづくりを進めていきます。

歴史・文化都市の創生

世界遺産等とその周辺の景観に関する総点検結果を踏まえた保全措置の制度化、京町家の保全・活用、寺社や近代建築物等の景観重要建造物への指定などを推進します。また、京都の町並みにふさわしい屋外広告物の誘導や違反屋外広告物対策を進めます。さらには、山紫水明の自然景観や多様な景観資産を保全・再生・創出することにより、都市の品格と魅力を高め、世界中のひとびとを魅了し、愛されるまちであり続けることを目指します。

低炭素・循環型まちづくり

住宅の省エネルギー化に向けた取組を推進します。また、既存ストックの有効活用と低炭素化の融合を進めるとともに、伝統的な京町家の知恵と現代の技術を融合した「平成の京町家」を普及・促進する等により、環境にやさしい都市づくりを進めていきます。

■ 平成27年度 都市計画局運営の総括表

重点方針	平成27年度重点取組			
	取組名	取組内容	計画・条例等	所属等
人と公共交通優先の 「歩くまち・京都」の 実現	1 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	・四条通の適正利用のための対策 ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の効果検証、広報活動 など	「歩くまち・京都」総合交通戦略	歩くまち京都推進室
	2 「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業	・これまでの調査や設計をもとに作成する整備計画（素案）について、地元住民や関係団体に説明を行い、合意形成を推進		歩くまち京都推進室
	3 駅等のバリアフリー化の推進	・ＪＲ西大路駅及びその周辺の区域を対象とする西大路地区の「基本構想」策定に着手 ・ＪＲ藤森駅（ＪＲ西日本）、深草駅（京阪）、西院駅（阪急・京福）、嵐山駅、松尾大社駅及び上桂駅（以上、阪急）のバリアフリー化整備に補助金を交付 ・京都駅（ＪＲ東海）への可動式ホーム柵の整備及び稲荷駅（ＪＲ西日本）への内方線付き点状ブロックの整備に補助金を交付		歩くまち京都推進室
	4 京都駅南口駅前広場の整備	・交通事業者、駅施設管理者、関係機関等により構成される「京都駅南口駅前広場エリアマネジメント会議」において、乗降場等の管理・運用方法について検討		歩くまち京都推進室
	5 京都のまちの活力を高める公共交通の検討	・「10年後の京都の公共交通のあるべき姿」の実現に向けた、解決すべき課題の抽出とその解決策の検討		歩くまち京都推進室
	6 京都未来交通イノベーション研究機構の運営	・20年後、30年後を見据えた未来の交通について研究を進めるための京都未来交通イノベーション研究機構の運営		歩くまち京都推進室
	7 観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）	・嵐山地区及び東山地区での交通対策の実施 ・パークアンドライドの通年実施及び秋の観光シーズンにおける拡大実施		歩くまち京都推進室
	8 バス・鉄道利用促進等総合対策事業	・バスロケーションシステム導入事業者2者（京都市交通局、阪急バス㈱）、ＩＣカードシステム導入事業者3者（京都バス㈱、西日本ジェイアールバス㈱、叡山電鉄㈱）に対し、補助金を交付		歩くまち京都推進室
市民のいのちとくらし を守る安心・安全の まちづくり	9 民間建築物の耐震化対策	・支援制度の更なる充実、全市的な普及啓発の戦略的な展開 ・修学旅行生を受け入れる等の一定規模以上のホテル・旅館で、かつ一時帰宅困難者対策に関する協定を締結している施設に補助金を交付 ・次期京都市建築物耐震改修促進計画を策定 など	京都市建築物耐震改修促進計画	建築安全推進課
	10 空き家対策の推進	・空き家に係る権利関係の整理に対する今後の支援の在り方を検討 ・空き家の活用を促進するための改修助成制度の要件緩和 ・地域連携型空き家流通促進事業等、これまでの取組の推進 ・著しい管理不全状態の空き家に対し、行政代執行も視野に入れた是正指導を実施 など	京都市都市計画マスタープラン 京都市住宅マスタープラン 京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例	まち再生・創造推進室
	11 密集市街地・細街路等に関する対策の推進	・優先地区に加えて、優先地区以外の密集市街地や路地・町単位における防災まちづくり活動支援を実施 ・地域の防災まちづくりを推進するための総合的な仕組の構築 ・密集市街地内の防災上重要な細街路を拡幅整備するためのモデル事業の実施 ・狭い道路の後退整備費用の補助制度を一部見直し など	歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針 京都市細街路対策指針	まち再生・創造推進室 建築指導課
	12 大岩街道周辺地域における違反建築物の適正化	・緑豊かな環境の再生に向け、行政代執行も視野に入れた是正指導を実施	大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針	風致保全課 開発指導課 建築安全推進課
	13 市営住宅ストック総合活用事業	・市営住宅団地再生事業（鈴塚、八条、楽只市営住宅） ・市営住宅耐震改修等改善事業（西野山、山ノ本市営住宅など）	京都市市営住宅ストック総合活用計画	すまいまちづくり課
	14 市営住宅・府営住宅公募連携促進	・市営住宅・府営住宅の公募申込に係る相談の相互受付を実施	—	住宅管理課
	15 分譲マンションの管理支援	・要支援マンションの再生を支援する非営利団体等が実施する支援活動に対する助成	京都市住宅マスタープラン	住宅政策課
	16 ターミナルにおける防災対策の推進	・「緊急避難広場」、「一時滞在施設」の指定拡大 ・地域合同避難訓練（図上訓練）を実施するとともに、災害時の避難誘導マニュアルを作成	京都駅周辺地域都市再生安全確保計画	まち再生・創造推進室

重点方針	平成27年度重点取組			
	取組名	取組内容	計画・条例等	所属等
個性と活力 あふれる まちづくり	17 エコ・コンパクトな都市構造に向けた土地利用等の見直し	・公共交通拠点周辺における地域地区の見直し等、エコ・コンパクトな都市構造の実現に向けた段階的な取組の実施	京都市都市計画マスタープラン	都市計画課
	18 らくなん進都のまちづくりの推進	・企業立地の促進や緑化を推進する助成事業の実施 ・公共交通の利便性の向上に向けた取組	らくなん進都まちづくりの取組方針	まち再生・創造推進室
	19 新たな崇仁地域のまちづくりの推進	・崇仁市営住宅（21～27棟）の更新棟に係る基本計画の策定及び基本設計 ・市立芸術大学の移転整備等を踏まえた土地利用計画の変更 ・土地区画整理事業（道路整備、仮換地指定等）の推進 ・市民、民間事業者、NPO、市立芸術大学などの多様な主体が参加したエリアマネジメントの構築支援	住宅地区改良法 土地区画整理法 はばたけ未来へ！京プラン （京都市基本計画）	すまいまちづくり課
	20 楽只・鷹峯市営住宅団地再生プロジェクト	・土地利用計画の策定 ・市営住宅の空き店舗等を活用し、地域や大学等と連携した新たな賑わいづくり ・大学生が市営住宅の空き住戸に入居し、地域コミュニティの活性化を図る学生シェアハウス事業の実施	京都市市営住宅ストック総合活用計画	すまいまちづくり課
	21 ニュータウンの活性化	・ニュータウンの現状分析及び他都市調査等を行い、活性化の方策を検討	京都市都市計画マスタープラン	都市総務課
歴史・文化 都市の創生	22 歴史的景観の保全に関する検証	・平成26年度の総点検結果に基づき、実効性のある保全措置を具体的に制度化	京都市景観計画	景観政策課
	23 京町家の保全・活用	・京町家の実態把握及び保全手法の検討 ・京町家の魅力を伝える短編の映像作品を広く募集し、優秀作品を顕彰する京町家魅力発信コンテスト ・クラウドファンディングの仕組みを活用し、空き家となっている京町家の保全・活用を促進など	京都市景観計画 京都市住宅マスタープラン	まち再生・創造推進室
	24 歴史的町並み再生事業	・京町家、寺社及び近代建築物等の景観重要建造物への指定 ・景観重要建築物や歴史的風致形成建造物、界わい景観整備地区等における建築物等の修理・修景に対する助成	京都市景観計画	景観政策課
	25 歴史的建築物の保存・活用の推進	・各種団体や歴史的建築物の所有者に対して、制度活用に向けた普及・啓発の実施 ・対象拡大に向けた具体的手法の検討	京都市歴史的建造物の保存及び活用に関する条例	建築指導課
	26 屋外広告物の適正化の推進と京都にふさわしい広告景観の創出	・顕著な違反広告物の早期是正に向け、行政代執行も視野に入れた是正指導を実施 ・屋外広告物制度や京都にふさわしい広告物の更なる普及促進に向けた取組を実施 ・屋外広告物適正化に係る取組の効果を検証するため、市民・観光客等にアンケート調査を実施	京都市景観計画 京都市屋外広告物等に関する条例	広告景観づくり推進室
	27 古都三山保全・再生事業	・「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」の普及・啓発 ・市民参加による森づくり活動の実践 ・本市所有の急な斜面地における対策工事の実施設計及び整備工事	京都市景観計画	風致保全課
低炭素・循環型 まちづくり	28 住宅の省エネルギー化推進事業	・新築住宅の省エネルギー基準への適合の義務化に向けた京都ならではの取組内容を検討 ・既存住宅の省エネルギーフォームに対する助成	京都市住宅マスタープラン 京都市エネルギー政策推進のための戦略	住宅政策課
	29 平成の京町家普及・促進事業	・認定制度及び補助制度の実施 ・平成の京町家モデル住宅展示場の運営 ・「平成の京町家コンソーシアム」と連携した普及啓発活動の実施	京都市住宅マスタープラン	住宅政策課
	30 公共建築物の低炭素化、長寿命化の推進	・施設管理者に対する情報提供、技術支援 ・庁舎等の市有建築物を良好な状態に保つための維持修繕	公共施設マネジメント基本計画	公共建築企画課

平成27年度は、都市計画局では、実施計画の重点戦略等に基づき、次の施策・事業を重点的に取り組みます。

1 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現

1 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進

歩くまち京都推進室

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通，河原町通，御池通，烏丸通で囲まれた地区をいう。）を中心とした「まちなか」において，人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け，「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進します。

＜平成27年度の取組内容＞（※建設局が実施する四条通の歩道拡幅整備とも連携）

- ・ 四条通の適正利用のための対策
- ・ 「歩いて楽しいまちなか戦略」の効果検証，広報活動 など

2 「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業

歩くまち京都推進室

東山地区を南北に縦貫し，東山区民の生活道路として，多くの人や車が行き交う東大路通において，現在の道路幅員の中で，歩行者が安心・安全，そして快適に通行することのできる空間の確保を最優先にして，車線数の減少等も含めた道路空間の再構成を検討し，「環境」，「景観」，「地域コミュニティ」，「観光振興」等の視点も含めた「歩いて楽しい東大路」を目指します。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ これまでの調査や設計をもとに作成する整備計画（素案）について，地元住民や関係団体に説明を行い，合意形成を推進

3 駅等のバリアフリー化の推進

歩くまち京都推進室

高齢者や障害のある方をはじめ，すべての人が安心・安全で円滑に移動できる社会の実現に向け，平成23年度に策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に基づき，年次目標の平成32年度までに駅等のバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進します。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ JR西大路駅及びその周辺の区域を対象とする西大路地区の「基本構想」策定に着手
- ・ JR藤森駅（JR西日本），深草駅（京阪），西院駅（阪急・京福），嵐山駅，松尾大社駅及び上桂駅（以上，阪急）のバリアフリー化整備に補助金を交付
- ・ 京都駅（JR東海）の可動式ホーム柵の整備及び稲荷駅（JR西日本）の内方線付き点状ブロックの整備に補助金を交付

4 京都駅南口駅前広場の整備

歩くまち京都推進室

本市最大のターミナル駅である京都駅の南口駅前広場について，交通結節機能の向上や，安全で快適な歩行者空間の創出等に取り組むことにより，国際文化観光都市である「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい駅前広場の整備を推進します。

＜平成27年度の取組内容＞（※建設局が実施する整備工事とも連携）

- ・ 交通事業者，駅施設管理者，関係機関等により構成される「京都駅南口駅前広場エリアマネジメント会議」において，乗降場等の管理・運用方法について検討

5 京都のまちの活力を高める公共交通の検討

歩くまち京都推進室

平成26年度に引き続き、京都のまちの活力を高める公共交通検討会議を開催し、まちの活性化、人口減少・少子高齢化の克服、環境負荷の低減、自動車交通からの転換促進等の視点から、10年後の公共交通の姿について検討を行います。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 「10年後の京都の公共交通のあるべき姿」の実現に向けた、解決すべき課題の抽出とその解決策の検討

6 京都未来交通イノベーション研究機構の運営

歩くまち京都推進室

人と物の安全で快適な移動を実現するため、平成26年度に設立した京都未来交通イノベーション研究機構を運営し、産学公の連携により、交通に関する様々な情報を収集・統合するなど、ICT（情報通信技術）等の活用により、交通分野の研究開発から実用化検討を行います。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 20年後、30年度を見据えた未来の交通について研究を進めるための京都イノベーション研究機構の運営

7 観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）

歩くまち京都推進室

パークアンドライドを通年実施するとともに、秋の観光ピーク時に、地域住民、商業者、関係機関と連携して、嵐山・東山両地区において、臨時交通規制等の交通対策を実施します。また、平成26年度に実施した嵐山地区での社会実験を踏まえ、観光地での自動車流入抑制と公共交通の利用促進に取り組みます。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 嵐山地区及び東山地区での交通対策の実施
- ・ パークアンドライドの通年実施及び秋の観光シーズンにおける拡大実施

8 バス・鉄道利用促進等総合対策事業

歩くまち京都推進室

公共交通の利用促進を図るため、リアルタイムなバス運行状況の提供が可能となるバスロケーションシステムを導入する事業者に対し補助を行います。

また、平成25年3月から10種類の交通系ICカードの全国相互利用サービスが開始され、バスや鉄道を同一のICカードを使用して乗車することが可能となったことから、利便性向上のためICカードシステムを導入する事業者に対しても補助を行います。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ バスロケーションシステム導入事業者2者（京都市交通局、阪急バス株）、ICカードシステム導入事業者3者（京都バス株、西日本ジェイアールバス株、叡山電鉄株）に対し、補助金を交付

2 市民のいのちとくらしを守る安心・安全のまちづくり

9 民間建築物の耐震化対策

建築指導部建築安全推進課

京都市建築物耐震改修促進計画の最終年度である平成27年度において、耐震化率90%の目標達成に向けて、更なる耐震化の促進に取り組みます。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 支援制度の更なる充実，全市的な普及啓発を戦略的に展開
 - ・ 修学旅行生を受け入れる等の一定規模以上のホテル・旅館で，かつ一時帰宅困難者対策に関する協定を締結している施設に補助金を交付
 - ・ 次期京都市建築物耐震改修促進計画を策定
- など

10 空き家対策の推進

まち再生・創造推進室

平成26年4月に施行した「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例」に基づき，「空き家の発生の予防」，「活用・流通の促進」，「適正管理」等の空き家対策を総合的に推進するため，官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備，まち再生や地域活性化に資する空き家の活用を促進するための取組等を実施します。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 空き家に係る権利関係の整理に対する今後の支援の在り方を検討
 - ・ 空き家の活用を促進するための改修助成制度の要件緩和
 - ・ 地域連携型空き家流通促進事業等，これまでの取組の推進
 - ・ 著しい管理不全状態の空き家に対し，行政代執行も視野に入れた是正指導を実施
- など

11 密集市街地・細街路等に関する対策の推進

まち再生・創造推進室，建築指導部建築指導課

密集市街地や袋路等の細街路において，防災性，住環境の向上を図るため，密集市街地対策等の取組方針及び細街路対策指針に基づき，歴史都市京都の特性を活かしつつ，市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを推進します。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 優先地区に加えて，優先地区以外の密集市街地や路地・町単位における防災まちづくり活動支援を実施
 - ・ 地域の防災まちづくりを推進するための総合的な仕組の構築
 - ・ 密集市街地内の防災上重要な細街路を拡幅整備するためのモデル事業の実施
 - ・ 狭あい道路の後退整備費用の補助制度を一部見直し
- など

12 大岩街道周辺地域における違反建築物の適正化

都市景観部風致保全課・開発指導課，建築指導部建築安全推進課

平成22年に策定した「大岩街道周辺地域の良い環境づくりに向けたまちづくりの方針」に基づき，緑豊かな環境の再生を誘導するAエリアについて，違反建築物ゼロを目指した取組を進めます。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 緑豊かな環境の再生に向け，行政代執行も視野に入れた是正指導を実施

13 市営住宅ストック総合活用事業

住宅室すまいまちづくり課

「京都市市営住宅ストック総合活用計画」では，市営住宅の建て替えを基本としたフロー重視の考え方から，「しっかりと手入れして，長く大切に使う」というストック重視の考え方に転換しており，既存市営住宅の長期活用を基本に，建て替えは効率性や政策効果を総合的に勘案して最小限に抑えつつ，既存住棟の適切な維持管理と改善を進めます。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 市営住宅団地再生事業（鈴塚，八条，樂只市営住宅）
- ・ 市営住宅耐震改修等改善事業（西野山，山ノ本市営住宅など）

14 市営住宅・府営住宅公募連携促進

住宅室住宅管理課

京都市内で公営住宅に入居するためには、現状では、市・府それぞれの住宅供給公社に申し込まなければならないことから、窓口の共同化による利便性の向上に向けて、いずれの窓口でも市営住宅・府営住宅双方の対応が可能となるよう連携を進めます。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 市営住宅・府営住宅の公募申込に係る相談の相互受付を実施

15 分譲マンションの管理支援

住宅室住宅政策課

分譲マンションが良質なストックとして、適正に修繕・改修や維持管理がなされるよう、マンションの管理組合を支援します。また、建物が経年劣化し、管理組合が機能していない要支援マンションに対し、非営利団体の職員等を管理組合の役員等として派遣し、再生を図ります。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 要支援マンションの再生を支援する非営利団体等が実施する支援活動に対する助成

16 ターミナルにおける防災対策の推進

まち再生・創造推進室

大規模災害時に、多くの帰宅困難者の集中が見込まれる京都駅周辺地域の対策を進めるため、平成25年12月に作成した「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」に基づき、関係機関と駅周辺の事業者等が主体となって帰宅困難者支援の初期対応体制を構築するとともに、対策の充実に取り組みます。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 「緊急避難広場」、「一時滞在施設」の指定拡大
- ・ 地域合同避難訓練（図上訓練）を実施するとともに、災害時の避難誘導マニュアルを作成

3 個性と活力あふれるまちづくり

17 エコ・コンパクトな都市構造に向けた土地利用等の見直し

都市企画部都市計画課

都市計画マスタープランに基づき、既存の公共交通を生かすコンパクトな活力あふれる都市づくりを目指して、公共交通拠点周辺への都市機能の集積やものづくり産業の支援のため、都市計画手法を積極的に活用し、土地利用の誘導を図ります。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 公共交通拠点周辺における地域地区等の見直し等、エコ・コンパクトな都市構造の実現に向けた段階的な取組の実施

18 らくなん進都のまちづくりの推進

まち再生・創造推進室

京都の都市活力を支える南部地域の先導地区である「らくなん進都」のまちづくりを進めるために、住民・企業にとって快適で良質な都市環境の創出、更なる企業集積、利便性の高い公共交通ネットワークの構築等を進めます。

＜平成27年度の取組内容＞

- ・ 企業立地の促進や緑化を推進する助成事業の実施
- ・ 公共交通の利便性の向上に向けた取組

19 新たな崇仁地域のまちづくりの推進

住宅室すまいまちづくり課

崇仁地区将来ビジョンの実現に向け、住宅地区改良事業の早期完了を目指します。また、新たな展開として、創造的な人材が集まる核となる施設となる京都市立芸術大学の移転整備に向け、各種計画を策定するとともに、市民、民間事業者、NPO、京都市立芸術大学などの多様な主体が参加したエリアマネジメントの構築支援を行うことにより、京都全体のまちづくりに貢献する個性豊かで魅力的なまちづくりを進めます。

＜平成27年度の実施内容＞

- ・ 崇仁市営住宅（21～27棟）の更新棟に係る基本計画の策定及び基本設計
- ・ 市立芸術大学の移転整備等を踏まえた土地利用計画の変更
- ・ 土地地区画整理事業（道路整備、仮換地指定等）の推進
- ・ 市民、民間事業者、NPO、市立芸術大学などの多様な主体が参加したエリアマネジメントの構築支援

20 楽只・鷹峯市営住宅団地再生プロジェクト

住宅室すまいまちづくり課

楽只・鷹峯市営住宅については、広域的な視野で地域力を高めるまちづくりに向けて、住棟や敷地の有効活用等の団地再生事業に取り組んでいくこととしています。このため、平成26年度からは、広く地区外からも多様な人材の参画を得て、民間活力を導入した魅力あるまちづくりを進めています。

＜平成27年度の実施内容＞

- ・ 土地利用計画の策定
- ・ 市営住宅の空き店舗等を活用し、地域や大学等と連携した新たな賑わいづくり
- ・ 大学生が市営住宅の空き住戸に入居し、地域コミュニティの活性化を図る学生シェアハウス事業の実施

21 ニュータウンの活性化

都市企画部都市総務課

向島ニュータウンや洛西ニュータウンにおける、急激な少子高齢化、市営住宅の老朽化など様々な課題の解決を目指し、多角的・総合的な視点からまちづくり全体のあり方の検討を進めています。

＜平成27年度の実施内容＞

- ・ ニュータウンの現状分析及び他都市調査等を行い、活性化の方策を検討

4 歴史・文化都市の創生

22 歴史的景観の保全に関する検証

都市景観部景観政策課

京都の歴史的な景観を形成している重要な要素である世界遺産、寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を検討するとともに、景観重要建造物（※）等への指定候補リストを作成し、保全措置を制度化することで、世界の人々を魅了し続ける京都の景観づくりを進めます。

＜平成27年度の実施内容＞

- ・ 平成26年度の総点検結果に基づき、実効性のある保全措置を具体的に制度化

※ 景観重要建造物への指定

歴史的な町並み景観を保全するため、外観が景観上の特色を有し、京都の景観を形成するうえで重要な構成要素となる建造物について、景観法に基づき、景観重要建造物に指定することで、その建造物の現状の形状変更の制限や所有者に対する保全義務を課すもの

23 京町家の保全・活用

まち再生・創造推進室

京町家の保全状況について、実態把握を行うとともに、地域特性に応じた保全手法の検討や保全・活用に向けた事業等に取り組みます。また、京町家所有者等からの維持・継承等に伴う相談窓口としての役割を担うとともに、景観・文化・産業観光等、京町家に関わる各分野の施策を融合し、効果的な京町家の保全・活用を推進します。

＜平成27年度の実施内容＞

- ・ 京町家の実態把握及び保全手法の検討
- ・ 京町家の魅力を伝える短編の映像作品を広く募集し、優秀作品を顕彰する京町家魅力発信コンテストの実施
- ・ クラウドファンディングの仕組みを活用し、空き家となっている京町家の保全・活用を促進 など

24 歴史的町並み再生事業

都市景観部景観政策課

歴史的な町並みを保全・再生するため、景観重要建築物や歴史的風致形成建造物を指定し、これらの建築物や、界わい景観整備地区等における建築物等の修理・修景に対して補助を行います。

また、歴史まちづくり法に基づく京都市歴史的風致維持向上計画の変更に関する協議及び実施に係る連絡調整を行う「歴史まちづくり推進協議会」を運営します。

＜平成27年度の実施内容＞

- ・ 京町家、寺社及び近代建築物等の景観重要建造物への指定を実施
- ・ 景観重要建築物や歴史的風致形成建造物、界わい景観整備地区等における建築物等の修理・修景に対する助成

25 歴史的建造物の保存・活用の推進

建築指導部建築指導課

「京都市歴史的建造物の保存及び活用に関する条例」により、現行の建築基準法では増築等が困難であった景観的、文化的に重要な建築物について、安全性を確保しながら保存・活用を進めるため、条例上必要となる「保存活用計画」の作成を支援するとともに、専門家の意見を聴く体制を整備しています。

＜平成27年度の実施内容＞

- ・ 各種団体や歴史的建築物の所有者に対して、制度活用に向けた普及・啓発の実施
- ・ 対象拡大に向けた具体的手法の検討

26 屋外広告物の適正化の推進と京都にふさわしい広告景観の創出

広告景観づくり推進室

平成26年9月の京都市屋外広告物等に関する条例の完全施行に向け、市民・事業者の御協力のもと、全力で取り組んだ結果、市内の8割を超える屋外広告物が条例の趣旨に沿った適正な表示となりました。平成27年度は広告景観の更なる向上を図るため、一層の取組を進めます。

＜平成27年度の実施内容＞

- ・ 顕著な違反広告物の早期是正に向け、行政代執行も視野に入れた是正指導を実施
- ・ 屋外広告物制度や京都にふさわしい広告物の更なる普及促進に向けた取組を実施
- ・ 屋外広告物適正化に係る取組の効果を検証するため、市民・観光客等にアンケート調査を実施

27 古都三山保全・再生事業

都市景観部風致保全課

三方の山々の美しい景観を保全・再生するため、「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を普及・啓発するとともに、「小倉山歴史的風土特別保存地区」内の本市所有地において、「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく森林景観の再生や、良好な森林環境の維持に向けた作業路の整備などを進めます。



（京都市の三山の風景）

＜平成２７年度の取組内容＞

- ・ 「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」の普及・啓発
- ・ 市民参加による森づくり活動の実践
- ・ 本市所有の急な斜面地における対策工事の実施設計及び整備工事

5 低炭素・循環型まちづくり

28 住宅の省エネルギー化推進事業

住宅室住宅政策課

数世代にわたり住み継ぐことができる住宅の普及を促進することを目的に、住宅における省エネルギー化を推進するため、既存住宅の省エネ改修に対する助成制度の充実を図るとともに、新築住宅の省エネルギー化に向けた規制・誘導策の検討を行います。

＜平成２７年度の取組内容＞

- ・ 新築住宅の省エネルギー基準への適合の義務化に向けた京都ならではの取組内容を検討
- ・ 既存住宅の省エネリフォームに対する助成

29 「平成の京町家」普及・促進事業

住宅室住宅政策課

伝統的な京町家の知恵と現代的な技術を融合した、京都の気候・風土・文化に根ざした環境配慮住宅である「平成の京町家」の普及・促進に取り組みます。

＜平成２７年度の取組内容＞

- ・ 認定制度及び補助制度の実施
- ・ 平成の京町家モデル住宅展示場の運営
- ・ 「平成の京町家コンソーシアム」と連携した普及啓発活動の実施



（「平成の京町家」イメージ）

30 公共建築物の低炭素化・長寿命化の推進

公共建築部公共建築企画課

市有建築物について、耐震化、省エネルギー化等のハード面の観点から、適切な維持修繕、長寿命化に係る事業化（予算化）に向けて施設管理者に情報提供及び技術支援を行い、計画的に修繕整備工事を推進することで、市有建築物の安全性の確保を図るとともに、低炭素をめざした環境配慮建築物へ誘導するなど、質の向上を図ります。

＜平成２７年度の取組内容＞

- ・ 施設管理者に対する情報提供、技術支援
- ・ 庁舎等の市有建築物を良好な状態に保つための維持修繕

持続可能な行財政の確立や一層信頼される市役所づくりに向けた取組を進めます。

「京プラン」の「行政経営の大綱」に掲げる基本方針に基づき、都市計画局においても、持続可能な行財政の確立や一層信頼される市役所づくりを目指し、平成27年度は、次の具体的取組を積極的に推進します。

1 持続可能な行財政の確立

1 人件費分野における取組

実施計画では、今後、4年間で600人の人員を削減することとしており、都市計画局及び建設局を併せた土木部門においては、50人の削減を実施するよう示されております。今後も、メリハリをつけた効率的な執行体制の確保に努めます。

2 歳出分野における取組

市有建築物の最適な維持管理の推進

建物をできるだけ長期間使用できるように工夫し、建設から廃止・除却に至るまでの総費用の縮減と、維持修繕に要する費用の平準化を図ることや、不要な施設の転用など、保有する建築物を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組（公共施設マネジメント）を推進します。

平成27年度は、平成26年度に策定された「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、設計・工事において、耐震化、環境配慮・低炭素化、バリアフリー化を実施することにより、施設の長寿命化を推進します。

3 歳入分野における取組

自主財源の拡充強化により、財政の自主性、安定性を高め、足腰の強い財政を確立させるため、市営住宅使用料の徴収について強力に取り組んだ結果、平成24年度決算時点での徴収率は98.0%となり、「はばたけ未来へ！ 京プラン」で示した目標数値（平成27年度決算時点で97.6%）を前倒しで達成しました。また、平成25年度決算時点での徴収率は98.5%となり、これまででもっとも高い徴収率となりました。今後とも、更なる徴収率の向上を目指します。

2 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成

1 組織の改革

都市計画局が直面している行政課題に的確かつ迅速に対応する組織改革を進めるとともに、市民サービスの向上と限られた行政資源の最大限の活用を両立させるための効率的な組織体制の整備を更に進めます。

ア 屋外広告物の適正化の推進と、優良な広告景観の創出に向けた体制の整備

残る2割の違反広告物の適正化や、優良広告物の顕彰制度の実施など、京都らしい広告景観の創出に向けた取組を更に推進する必要があるため、同室の名称を「広告景観づくり推進室」に改称するとともに、同室の体制の整備を図ります。

イ 京町家の保全・活用を総合的に推進する体制の整備

京都の歴史・文化・まちなみの象徴である京町家の保全状況についての実態把握、地域特性に応じた保全手法の検討や保全・活用に向けた機運を高める事業等の企画、さらには京町家所有者等からの維持・継承等に伴う相談窓口としての役割を担うとともに、都市景観・文化財保護・産業・観光振興等、京町家に関わる各分野の施策を融合し、効

果的な京町家の保全・活用を推進するため、まち再生・創造推進室の体制の強化を図ります。

ウ ニュータウンの活性化を検討する体制の構築

向島ニュータウンや洛西ニュータウンにおける、急激な少子高齢化、ライフスタイルの変化、地域コミュニティの希薄化、市営住宅等の老朽化といった様々な課題の解決を目指し、土地利用計画の見直しなど住環境の向上を図る取組にとどまらず、子育て・教育環境の整備、地域コミュニティの活性化など、多角的・総合的な視点からまちづくり全体のあり方の検討を進めていくため、都市企画部都市総務課の体制の強化を図ります。

エ 公共建築部の再編

市庁舎や美術館、中央卸売市場第一、第二市場の整備など、大型施設の整備案件や、今後増加が見込まれる2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた各局の事業推進に伴う施設整備案件等を、効率的かつ効果的な執行体制のもと強力に推進するため、設計から工事までの一貫的な執行体制の構築に重点を置き、公共建築部の再編を図ります。

2 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づく取組の推進

都市計画局では、平成22年2月に職員が公共工事に係る収賄容疑により逮捕・起訴されるという事件が発覚し、市政に対する信頼を大きく失墜させる事態を招きました。

このため、収賄容疑事件対策委員会を立ち上げ、事件の全容に対して徹底した分析・調査を行い、これらに対する再発防止に向けた取組等を検討し、平成22年10月に「市有建築物の維持修繕工事等における収賄事件に係る調査報告書」として取りまとめました。

平成27年度は、技術力の向上とさらなる業務の効率化を目指し、公共建築部において設計と工事を一つの課で一括して実施するよう組織改正を行いました。合わせて不祥事の再発防止のため、設計内容等のチェック機能を果たすことを目的とした設計と工事に携わらない監修担当を設置しました。

また、オープンなスペースで打合せを行うなどソフト面でも部内で周知徹底し、不祥事再発防止に向けて取り組むとともに、市民に信頼される行政運営を行うため、「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、コンプライアンス（法令順守）を職員の共通認識とし、組織文化として根付かせていきます。

また、市民全体の奉仕者であり、市民から信託された公務を遂行する者として、京都市職員には公務中はもちろん、公務外においても、高い倫理観が求められます。公務外における言動についても、市民からの信頼を失墜させることがないように、研修や職場の会議等において注意喚起や指導等を行い、高い倫理観を保持するため取組を推進し、組織文化として根付かせていきます。

＜これまでに実施した取組＞

- ・ 公務員倫理の徹底については、不祥事例を題材にした研修を体系的、階層的に実施し、職員の意識啓発を図り、再発防止に向けて継続的に取り組むとともに、工事に関する非公開情報の取扱いについても、万全を期すよう関係職員に更なる周知徹底を図りました。
- ・ 下請推奨の防止については、職員等に改めて周知徹底を図りました。
- ・ 服務規律の徹底に関する所属長向け資料の作成及び配付や、都市計画局長による職場巡視及び訓示の実施等の取組を行いました。

＜平成27年度中に実施する取組＞

- ・ 所属長や職員を対象とした都市計画局主催のコンプライアンス研修や、都市計画局転入者研修における不祥事例を題材にした研修を実施するなど、引き続き不祥事が発生しない組織文化・風土の醸成に努めます。
- ・ コンプライアンス推進月間における職場ミーティングにおいて「自転車利用マナーの向上」「歩きスマホの危険性」「エスカレーターの適切な乗りかた」などを議題としてとりあげて協議を行うことにより、職員の意識向上に取り組み、安心安全な環境づくりに努めます。

■予算＜都市計画局の一般会計予算の概要＞

平成27年度の都市計画局の予算は、行財政局所管の人件費を除き一般会計で、167億円であり、京都市一般会計予算の2.22%を占めています。

歳 入		歳 出	
分担金及び負担金		都市計画	
行政代執行等負担金、東日本大震災被災者支援負担金	97,510 千円	空き家対策推進事業、歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進、戦略的な都市機能の配置・誘導を目指した土地利用等の見直しなど	431,318 千円
使用料及び手数料		風致美観	
市営住宅使用料、屋外広告物許可申請手数料 など	6,002,968 千円	歴史的景観の保全に関する検証事業、屋外広告物対策、古都三山保全・再生事業、宅地開発指導 など	1,014,115 千円
国庫支出金		建築指導	
楽只市営住宅団地再生事業に係る国の負担金、民間建築物の耐震化対策に係る国の補助金 など	3,259,243 千円	民間建築物の耐震化対策、歴史的建築物保存・活用推進事業 など	865,434 千円
府支出金		建物管理	
民間建築物の耐震化対策に係る府の補助金 など	162,741 千円	市有建築物の維持修繕	283,000 千円
財産収入		交通政策	
土地貸付収入、不動産売却収入など	377,249 千円	「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進、京都未来交通イノベーション研究機構の運営 など	1,028,757 千円
繰入金		住宅政策	
市営住宅の修繕、既存住宅の省エネルギーリフォーム支援事業に係る基金からの繰入金 など	391,035 千円	住宅の省エネルギー化推進、あんぜん住宅改善資金融資制度、地味優良賃貸住宅供給促進事業 など	1,616,907 千円
諸収入		住宅管理	
あんぜん住宅改善資金融資制度に係る繰入金収入 など	1,002,254 千円	市営住宅の管理、市営住宅・府営住宅公営連携促進	4,183,325 千円
市債		住環境整備	
楽只市営住宅団地再生事業、駅等のバリアフリー化の推進に係る市債収入 など	3,262,000 千円	市営住宅改善事業、住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業 など	5,836,688 千円
		計画総務	
		御池地下街・地下駐車場建設資金補助、洛西ニュータウン維持管理・整備事業、基金積立金 など	1,409,067 千円
合 計	14,555,000 千円	合 計	16,668,611 千円